

※消費者物価指数の下落に伴う改定

手当の名称	改定前の金額 [平成 23 年 3 月まで]	改定後の金額 [平成 23 年 4 月から]
特別障害者手当	月額 26,440 円	月額 26,340 円
障害児福祉手当	月額 14,380 円	月額 14,330 円
経過的福祉手当	月額 14,380 円	月額 14,330 円
特別児童扶養手当（1級）	月額 50,750 円	月額 50,550 円
特別児童扶養手当（2級）	月額 33,800 円	月額 33,670 円
児童扶養手当（全部支給）	月額 41,720 円	月額 41,550 円
児童扶養手当（一部支給）	月額 41,710 円 ～ 9,850 円	月額 41,540 円 ～ 9,810 円

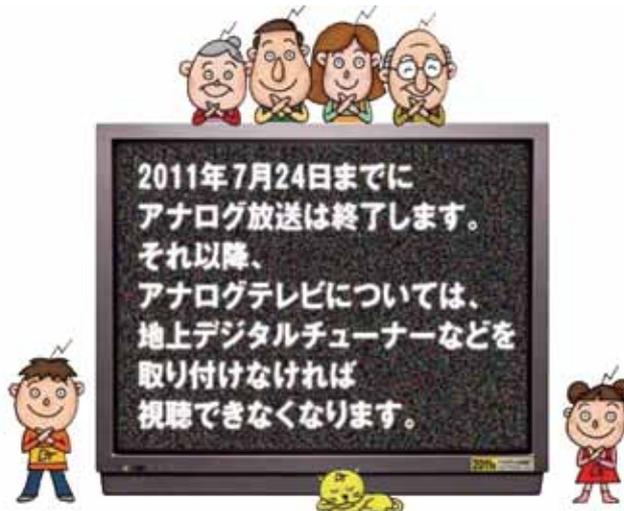
平成 23 年 4 月から、消費者物価指数の下落に伴い、各種手当の額が改定されます。

見直しされた各種手当



◎問い合わせ先
役場町民福祉課
「福祉事務所」
☎ (86) 1111
内線 1132

地デジの準備は大丈夫？



**BSアナログ放送も
2011年7月24日までに
終了します。**
ご覧になっている方は、既に開始
されているBSデジタル放送への
移行をお願いします。

**BSデジタル放送
お問い合わせセンター**
電話: 0570-01-2011 (ナビダイヤル)
045-345-4080 (伊電直営)
(平日 9:00～21:00、
土・日・祝日 9:00～18:00)

地デジ詐欺にご注意を！

テレビの地デジ対応やアンテナ工事業者を装った地デジ詐欺が発生しています。身に覚えの無い工事や代金請求にはご注意ください。

総務省、テレビ局、その他関係機関がお金を請求することはありません。

- 頼んでいない用件や知らない用件は、はっきり断りましょう
- おかしいと思ったら、迷わず警察へ連絡を！

◎問い合わせ先
役場企画財政課
☎ (86) 1111
内線 1561